

第8回 軽井沢スキーバス事故対策検討委員会 説明資料

平成28年4月26日

1. 今回の事故を踏まえた検討事項	2
2. 安全性の「見える化」、取引環境の適正化について	5
3. 関係機関との連携強化について	13
4. ICTの活用について	17

1. 今回の事故を踏まえた検討事項

中間整理において整理された再発防止策

	1. 速やかに講ずべき事項	2. 今後具体化を図るべき事項	3. 引き続き検討すべき事項
(1)貸切バス事業者に対する事前及び事後の安全性のチェックの強化	<ul style="list-style-type: none"> ①確認事項のチェックリスト化 ②街頭監査における指摘事項の早期是正 ③一般監査における指摘事項の早期是正 ④事業停止、事業許可取消処分の対象範囲の拡大 ⑤車両の使用停止処分の日車配分の見直し ⑥処分量定の見直し ⑦監査から処分までの期間の短縮 ⑧運行管理者に対する行政処分の見直し ⑨運輸安全マネジメント評価の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ①事業許可の再取得要件の厳格化 ②運行管理者資格の返納・再取得要件の厳格化 ③監査における民間団体等の活用 ④一般監査における指摘事項の早期是正 	<ul style="list-style-type: none"> ①最低保有車両数の引上げ、一定以内の車齢の義務付け ②事業許可の更新制の導入 ③バス事業者団体への加入の促進 ④増車の際のチェックの強化 ⑤罰則の強化
(2)旅行者等との取引環境の適正化、利用者に対する安全性の「見える化」	<ul style="list-style-type: none"> ①貸切バス事業者の処分歴の公表方法の拡充 ②旅行者と貸切バス事業者の取引の事例調査 ③利用者への貸切バス事業者名の提供 ④運送引受書の記載事項への運賃の上限・下限額の追加 ⑤手数料等の額(率)に関する取引書面の取り交わし ⑥通報窓口の設置 ⑦専門家による手数料等のチェックや是正指導が可能となる体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ①貸切バス事業者の安全情報提供の仕組みの構築 ②車体等へのASVの搭載状況の表示 ③安全運行パートナーシップガイドラインの改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ①貸切バス事業者・旅行者に対する情報伝達の強化 ②違反のあった旅行者への行政処分等の強化 ③ランドオペレーターへの対応 ④学校等による適切な貸切バス選定の推進
(3)運転者の技量等のチェックの強化	<ul style="list-style-type: none"> ①初任運転者に対する適性診断、指導・監督の範囲の見直し ②事業者による運転者の経歴・運転経験の把握 ③初任運転者等に対する指導・監督における実技訓練の義務付け 		<ul style="list-style-type: none"> ①運行管理者等の在り方 ②運転者の労務・健康管理の改善
(4)ハード面の安全対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①ドライブレコーダーによる映像の記録・保存等の義務化 ②自動変速装置(AT)の導入 ③速度抑制装置(スピードリミッター)の開発促進 ④ドライバー異常時対応システムの普及促進 ⑤シートベルトの装着の徹底 ⑥補助席へのシートベルトの設置の義務化 ⑦車両構造の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ①デジタル式運行記録計の普及促進 ②ASV搭載車両への代替促進 ③ドライバー異常時対応システムの普及促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○車両強度のみならず速度抑制対策など総合的な安全対策

今回の検討事項

中間整理における事項名

- 貸切バス事業者の安全情報提供の仕組みの構築
- 車体等へのASVの搭載状況の表示
- 安全運行パートナーシップガイドラインの改訂
- 違反のあった旅行業者への行政処分等の強化
- ランドオペレーターへの対応

安全性の「見える化」、
取引環境の適正化

- 学校等による適切な貸切バス選定の推進
- 運転者の労務・健康管理の改善

関係機関との連携強化

- 貸切バス事業者・旅行業者に対する情報伝達の強化
- デジタル式運行記録計の普及促進

ICTの活用

2. 安全性の「見える化」、 取引環境の適正化について

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会 中間整理(抜粋)

2. 今後具体化を図るべき事項

(2) 旅行業者を含めた安全確保のための対策の強化

① 貸切バス事業者の安全情報提供の仕組みの構築

【見直しの方向性】

事業者や国土交通省が安全情報を公表するとともに、旅行業者・インターネット比較サイト等による利用者への情報提供の仕組みを構築する。

【具体化のため検討すべき事項】

- 公表する安全情報の具体的内容
- 利用者への情報提供の仕組みの構築

見直しの方向性

- 旅行業者は企画募集のパンフレット等に貸切バスの運行事業者名を掲載する。(観光庁において平成28年夏までに通達改正予定)【中間整理において「速やかに講ずべき事項」として整理済み】
- 比較サイトにおいて、貸切バス事業者安全性評価認定マーク等が掲載されるよう、国土交通省は、貸切バス事業者に関する一定の安全情報を公表する。
- このため、貸切バス事業者に対して、公表する一定の安全情報の報告を義務付ける。

●貸切バス事業者の安全情報(国土交通省が公表)の活用方法について、旅行比較サイトの運営会社と調整中

(例)「出発地:東京」、「目的地:箱根」、「温泉」で検索

旅行比較サイト **〇〇ネット**

旅行代金(高い順 低い順) / 人気順 / バス安全性評価認定(★★★・★★・★)順

箱根・温泉1泊ツアー 大人1名様旅行代金: **12,000円~** [詳細はこちら](#)

出発地	東京	旅行日数	1泊2日	宿泊施設	湯本温泉旅館
目的地	箱根	食事	夜1回/朝1回	旅行会社	〇〇トラベル(株)

交通手段:バス

貸切バス安全性評価認定	なし	使用車両(車齢)	10~15年
		保有車両数(出発地都道府県内/全国)	15両 / 15両

クリックすると当該旅行会社の販売サイトへ

箱根・温泉1泊ツアー 大人1名様旅行代金: **14,000円~** [詳細はこちら](#)

出発地	東京	旅行日数	1泊2日	宿泊施設	湯本ホテル
目的地	箱根	食事	夜1回/朝1回	旅行会社	〇〇旅行(株)

交通手段:バス

貸切バス安全性評価認定		使用車両(車齢)	5~10年
		保有車両数(出発地都道府県内/全国)	30両 / 30両

国土交通省が公表する安全情報を活用

箱根・温泉1泊ツアー 大人1名様旅行代金: **16,000円~** [詳細はこちら](#)

出発地	東京	旅行日数	1泊2日	宿泊施設	ホテル湯本館
目的地	箱根	食事	夜1回/朝1回	旅行会社	〇〇ツーリズム(株)

交通手段:バス

貸切バス安全性評価認定		使用車両(車齢)	5年以内
		保有車両数(発着地営業区域内/全国)	20両 / 80両

貸切バス事業者の安全情報(国土交通省が公表)

○貸切バス事業者の情報

- ・事業者名
- ・会社設立年度
- ・営業所の所在地
- ・バス協会加入・非加入

○外部機関による安全チェックの活用

- ・貸切バス事業者安全評価認定制度
(★、★★、★★★、なし)
- ・地方バス協会の適正化コンサルティング (○、×)
(過去3年間)
- ・N A S V A 運輸安全マネジメント (○、×)
(過去3年間)

○保有車両の情報 (大型、中型、小型の別)

- ・保有車両数 (両)
- ・車齢 (年) (最新車齢、最古車齢)
- ・ドライブレコーダー搭載車両導入率 (%)
- ・デジタル式運行記録計搭載車両導入率 (%)
- ・先進安全技術搭載車両 (A S V) 導入率 (%)

○運転者の情報

- ・運転者数 (人)
- ・現在会社勤続平均年数 (年)
- ・平均給与月額 (A, B, C)

例：全職種平均給与月額と標準能率事業者の給与月額との和半額を基準額として、

A：基準額プラス10%以上

B：基準額上下10%未満

C：基準額マイナス10%以下

○運行管理・整備管理体制の情報

- ・運行管理者数 (人)
- ・整備管理者数 (人)

○事故・違反歴等 (過去3年間)

- ・事故件数 (件) (走行10万台キロ当たりの重大事故件数)
- ・行政処分 (日車)
- ・処分後の改善実績 (○、×)

国における貸切バス事業者の安全情報の活用

見直しの方向性

- 国土交通省は、貸切バス事業者からの報告（道路運送法第94条）を整理し、監査を含めた貸切バスの安全行政に活用する。

《現行》

自己点検表による報告（行政指導）

主な報告事項

- ・運転者数
 - ・運行管理者・補助者の氏名等
 - ・任意保険加入状況
 - ・主な運行の態様
- 等

安全情報の公表（義務）

主な公表事項

- ・輸送の安全に関する基本的な方針
- ・輸送の安全に関する目標及び達成状況
- ・事故に関する統計

- ・報告の正確性の担保が十分でない
- ・自己点検の対象事業者※は約4割

※ 貸切バス事業者安全評価認定を受けている事業者等は免除。

《今後》

安全情報の報告（義務化）

主な報告事項

- ・運行管理者・補助者の氏名等
 - ・任意保険加入状況
 - ・主な運行の態様
 - ・監査指摘事項の改善状況
- 等

安全情報の公表（内容拡充）

主な報告・公表事項

- ・輸送の安全に関する基本的な方針
 - ・事故に関する統計
 - ・貸切バス事業者安全評価認定制度
 - ・ASV搭載車両の導入状況
- 等

- ・報告の正確性向上
- ・報告対象を全ての事業者に拡大
- ・監査の実効性向上

車体等へのASVの搭載状況の表示

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会 中間整理(抜粋)

2. 今後具体化を図るべき事項

(2) 旅行業者を含めた安全確保のための対策の強化

② 車体等へのASVの搭載状況の表示

【見直しの方向性】

バスの利用者自らが、乗車する大型高速バスに搭載された先進安全技術を把握できるように、セーフティバスマークとの関係も整理しつつ、車体等に先進安全技術の搭載状況を表示する。

【具体化のため検討すべき事項】

- 利用者にわかりやすい先進安全技術の名称、表示ルール等
- 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」への反映
- 「セーフティバス」マークとの関連整理

見直しの方向性

- 車体への先進安全技術の搭載状況の表示のためのガイドラインを策定する。

【ガイドラインの内容】

- ・ 搭載状況を表示すべき先進安全技術
- ・ 表示の名称、様式及び位置 等
- 利用者に対し、貸切バス事業者のASV搭載車両導入率を情報提供する。(再掲)
- セーフティバスマークの採点基準にASV搭載車両導入率を加える。



表示のイメージ

安全運行パートナーシップガイドラインの改訂

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会 中間整理(抜粋)

2. 今後具体化を図る事項

(2) 旅行業者を含めた安全確保のための対策の強化

③ 安全運行パートナーシップガイドラインの改訂

○ 利用者への情報提供、適正な運賃・料金の収受に関する内容を「安全運行パートナーシップガイドライン」に追記する

見直しの方向性

○ JATA, ANTA, 日本バス協会は、相互協力により安全・快適なサービスを提供することを目的とした「安全運行パートナーシップガイドライン」について、名称を「安全運行パートナーシップ宣言」に変更するとともに、利用者への安全情報の提供、適正な運賃・料金の収受に関する記述を追加する。

安全運行パートナーシップガイドラインのポイント

○ 法令等を遵守した旅行及びバス運行について

- ・行程作成にあたっての十分な打合せ
- ・行程表に基づく乗務員用の休憩施設等の確保 等

○ 安全な乗降場所の確保について

- ・安全かつ周辺の交通に配慮した駐車場の確保 等

○ 安全運行の徹底

- ・シートベルト着用の徹底を呼びかけ 等

○ 安全管理体制の確立について

- ・事故等が発生した場合の適切な対応 等

○ 運賃について

- ・お互いの立場を理解して、事業の健全な発達努力

今回の追記のポイント

【 名称を「安全運行パートナーシップ宣言」に変更 】

○ 利用者への安全情報提供について

- ・旅行業者は、パンフレット等に貸切バス事業者名を掲載
- ・旅行業者は、国土交通省が公表した安全情報を活用 等

○ 適正な運賃・料金の収受について

- ・貸切バス事業者は、旅行業者に交付する運送引受書に、運賃・料金の上限・下限額を記載
- ・貸切バス事業者と旅行業者は、手数料等を記載した書面により契約
- ・貸切バス事業者と旅行業者は、手数料等により実質的な下限割れ運賃・料金とならないようにし、個別事案について可否を判断できる第三者機関を設置 等

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会 中間整理(抜粋)

3. 引き続き検討すべき事項

(2) 旅行業者を含めた安全確保のための対策の強化

② 違反のあった旅行業者への行政処分等の強化

○ 旅行業法違反を抑止する観点から、行政処分の強化や再参入の際の審査の厳格化等を検討すべき。

③ ランドオペレーターへの対応

○ 旅行業のライセンスを持っていないランドオペレーターへの対策について、罰則等を含む法規制等の仕組みをどのように構築するか検討すべき。

現状

○ 旅行業者への行政処分等の強化

・行政処分の基準設定が適正だったか。

○ ランドオペレーターへの対応

- ・国内旅行においては、スキーツアーバス等でバスが不足した時等に、バスを手配するブローカーとして活動。
 - ・インバウンド旅行においては、バスについて不当に低い運賃での運行を強いる場合や、バス以外では無資格ガイドを使って特定の土産物店に送客し、不当に高い買い物をさせるなどのトラブルが発生。
 - ・このように、ランドオペレーターには、貸切バスの手配だけでなく無資格ガイドや不当なツアー等様々な問題が発生しているが、旅行商品の企画・手配にどのように関与しているか等、その実態の全貌が必ずしも明らかになっていない。
- また、現在は法規制の対象となっていない。

見直しの方向性

- 観光庁において今後具体的な制度設計を検討する場を設置。

3. 関係機関との連携強化について

学校等による適切な貸切バス選定の推進

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会 中間整理(抜粋)

3. 引き続き検討すべき事項

(2) 旅行業者を含めた安全確保のための対策の強化

④ 学校等による適切な貸切バス選定の推進

○ 学校や官公庁等による適切な貸切バスの発注・選定の普及策等について検討すべき

見直しの方向性

- 学校や地方公共団体等による貸切バス発注・選択の現状について、関係行政機関の協力を得て実態調査を実施する。
- 運送引受書の記載事項への運賃の上限・下限額の追加について周知を行うタイミングで、
⇒ 文部科学省より都道府県等教育委員会、都道府県私立学校主管課等あて
⇒ 国土交通省より各府省庁・地方公共団体(会計担当部署)あて
に貸切バスの運賃・料金制度について周知する。
- 他方で、学校や官公庁等の運送を請け負おうとする貸切バス事業者が、当該学校等に対して運賃・料金制度を説明する際に使用できるチラシを国土交通省で作成し、配布する。
- 貸切バスによる運送の発注者に対して、下限割れ運賃の是正等のために必要な措置をとるよう、国土交通省が要請・勧告を行うことを検討する。

運転者の労務・健康管理の改善①

現状

- 国土交通省では、労働時間や最低賃金に係る法令違反の相互通報制度により、厚生労働省と連携して運転者の労働条件改善に取り組んでいるところ。（【実績】国⇒厚:312件、厚⇒国:864件(平成26年)）
- 一方、運転者の健康管理については、平成26年度に実施した監査において、9.4%の貸切バス事業者で違反(健康診断の未実施等)が見つかり、更なる徹底が必要な状況。

国土交通省

○ 地方運輸局、運輸支局等

監査において確認された、労働基準法、最低賃金法、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準等に重大な違反の疑いがあると認められるものについて通報

通報を端緒とした監査を実施し、違反内容に応じ処分を実施

厚生労働省

○ 労働基準監督機関

臨検監督の結果、運行管理に関する規定に重大な違反の疑いがあると認められたものについて通報

通報を受けた事案について、事業場に対する監督指導等を実施

《通報事案》

- ・運転者の拘束時間、休息期間、休日等に係る違反
- ・最低賃金に係る違反

見直しの方向性

- 健康診断の未実施等の健康管理に関する違反についても、厚生労働省との相互通報の実施を検討する。

運転者の労務・健康管理の改善②

現状

- 平成26年度に実施した監査において、貸切バス事業者((公社)日本バス協会の非会員を含む)の健康診断の未実施を指摘された割合は9.4%。
- 勤務時間が不規則な貸切バスの運転者に、平日の日中に診察を行っている医療機関での健康診断を受診させることが負担となっている事業者がいる。
- 運転者が不足している事業者にあっては、交替で運転者に健康診断を受診させることが事業者の負担となっている。

見直しの方向性

各地方バス協会において、医療機関と調整し、日曜や土曜など、日頃診察していない日や診察時間終了後の時間帯で、事前に(公社)日本バス協会の会員希望者を募集し、集まった貸切バス運転者に健康診断を受診してもらう。

○貸切バス運転者の健康診断受診が促進され、運転者の健康管理が強化される。

○集団で健診を申し込むことにより、個別に申し込む時より健診費用が安く抑えられる。

【地方トラック協会において実施された時の様子】



4. ICTの活用について

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会 中間整理(抜粋)

3. 引き続き検討すべき事項

(2) 旅行業者を含めた安全確保のための対策の強化

① 貸切バス事業者・旅行業者に対する情報伝達の強化

○ 制度改正等に関する情報の伝達体制が十分か検討すべき

現状

- バス協会加入事業者は、バス協会を通じて制度改正等に関する情報がもたらされる。
- バス協会非加入事業者に対しては、管轄する運輸局又は運輸支局等が郵送で情報を送付している。

見直しの方向性

- バス協会非加入事業者に対しては、管轄する運輸局又は運輸支局等から受信確認機能を付したメールにて制度改正等に関する情報を配信する。
⇒ **貸切バス事業者にインターネットに接続したパソコンの保有を義務付け**
- 自動車局メールマガジン「事業用自動車安全通信」の内容をさらに充実させ、特にバス協会非加入事業者に対しては、機会のあるごとに配信登録を強かに促す。

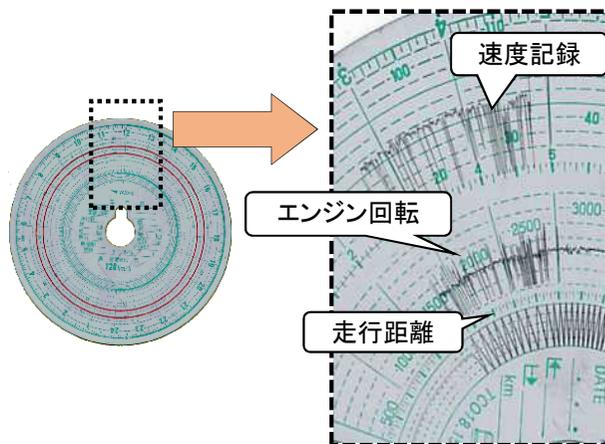
デジタル式運行記録計の普及促進①

運行記録計について

- 貸切バスに対してアナログ又はデジタル式運行記録計を用いた運行管理を義務付けており、運転者の休憩時間、速度超過、長時間運転の把握等の運行管理に用いられている。
- アナログ式運行記録計では印字された紙ベースによる運行管理を行うこととなるが、デジタル式運行記録計を用いる場合には数値化されたデジタルデータを扱うことから、特に多台数を運行する事業者において、データの分析に係る負担軽減や、分析結果に基づく実効性の高い指導監督の実施への寄与が期待される。
- デジタル式運行記録計の活用による副次的効果として、燃費の向上や整備・修理費の低減等を目的とした運転者への教育(急加減速の是正等)にも活用できる。

◆アナログ式運行記録計

- ・1日の運行毎にチャート紙に記録
- ・運行管理者等が解析する際に、一定の技量が求められる。



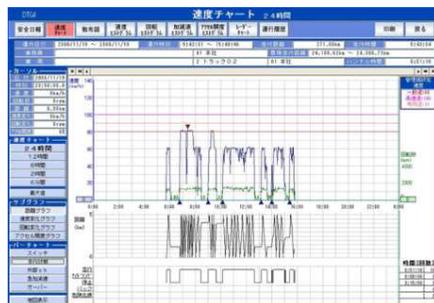
デジタル式とアナログ式の比較表

	デジタル式 (自動で数値化されるため運行管理のための作業が容易)	アナログ式 (アナログのため運行管理のための作業に時間がかかる)
法令上、記録を義務付けているデータ	瞬間速度、運行距離、運行時間	
急加速・急減速の判定	自動で数値化されているため判定しやすい	読み取るために一定の技量が必要なため判定が困難
安全運転、省エネ運転の評価	自動で数値化されているため評価しやすい	自動で数値化されていないため評価のための時間がかかる

◆デジタル式運行記録計



デジタル式運行記録計で速度、距離等を記録



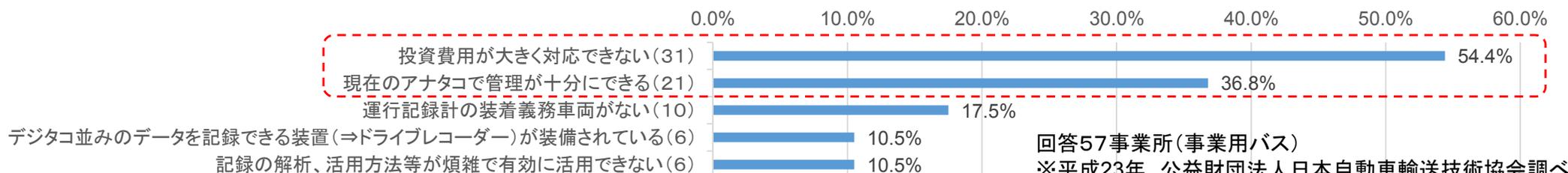
専用ソフトによる精緻な分析、運行傾向等を評価

デジタル式運行記録計の普及促進②

デジタル式運行記録計の普及に係る現状

- デジタル式運行記録計の普及に向けた課題として、平成23年度時点のアンケート調査結果により、導入に係る投資費用、活用の効果に対する理解の不足等が把握されている。
- 導入に係る投資費用に関して、平成22年度から中小事業者を対象にデジタル式運行記録計の導入補助（導入費用の1/3、1事業者あたり上限80万円）を実施してきた結果、貸切バス事業者におけるデジタル式運行記録計の普及率は約3割まで向上。（平成26年 業界団体調べ）
- また、簡素な機能のみを有し、簡易に活用可能で比較的安価（10万円以下）なデジタル式運行記録計も市場に導入されている。

デジタル式運行記録計を導入していない理由（複数回答）



見直しの方向性

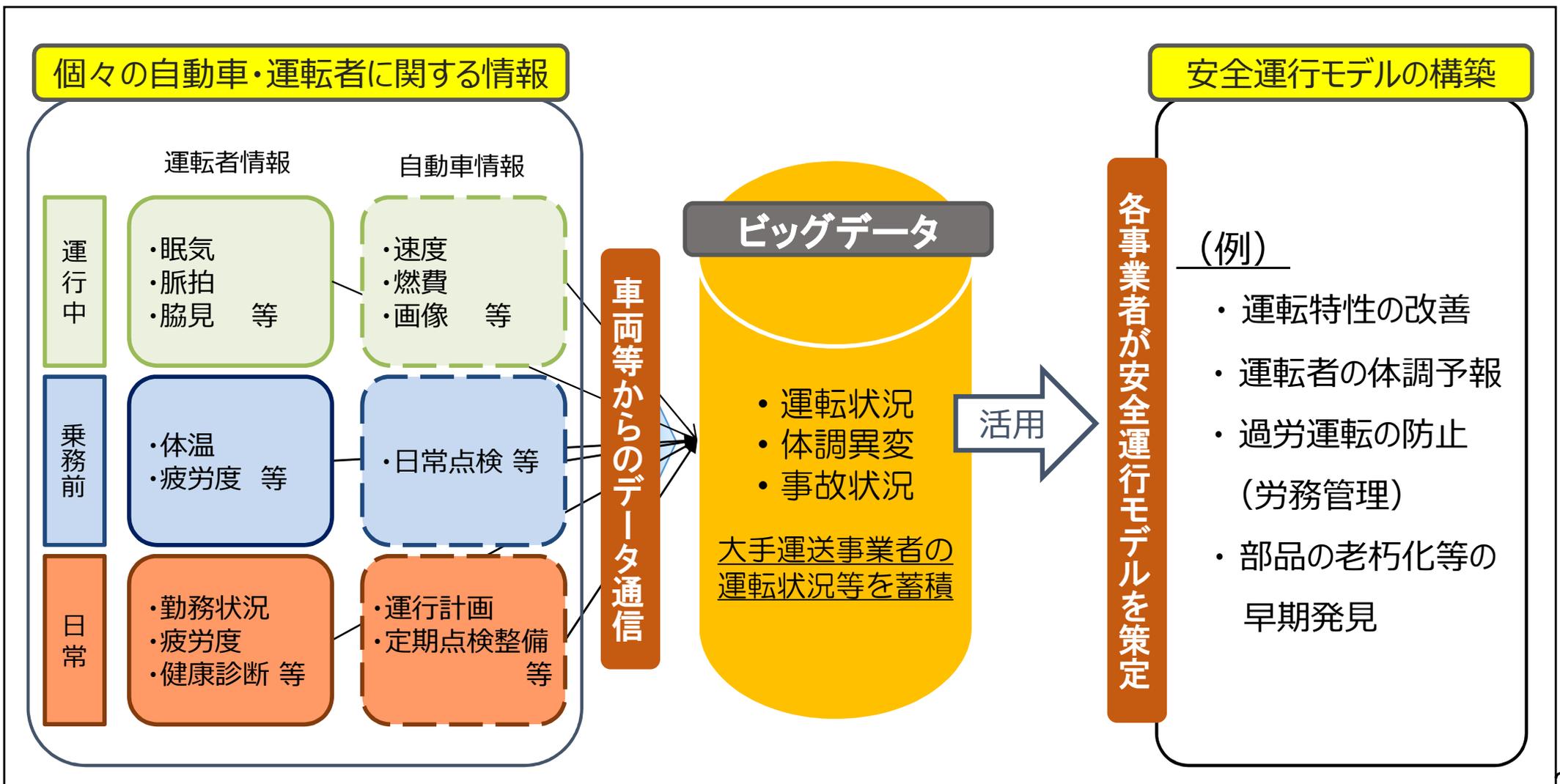
- デジタル式運行記録計の導入を引き続き支援する。
- デジタル式運行記録計の導入にあたっての事業者の規模別の課題、導入・活用事例や具体的に生じているメリットの把握を目的とした実態調査を実施する。
- 実態調査の実施により把握された内容を踏まえ、貸切バス事業者を対象として、デジタル式運行記録計の活用事例及び期待される効果等を紹介するためのセミナーの開催等の普及方策を検討する。

【期待される効果例】

- ・効果的な運転者教育による安全運転技術の向上による事故率の低減、保険料の負担軽減
- ・急加速、急減速等の不適切な運転の是正による燃費の向上、整備・修理費の低減
- ・事故が起きた場合に事故原因究明の迅速化 等

安全運行モデルの構築について

自動車のICT化の進展に伴い取得可能になった運転情報や自動車運転者の生体情報、事故情報等を含むビッグデータを活用した安全運行モデルを構築し、同モデルの普及を図り、運転者の健康に起因する事故防止を含む、更なる事故の削減を目指す。



貸切バス事業におけるICTの活用について（まとめ）

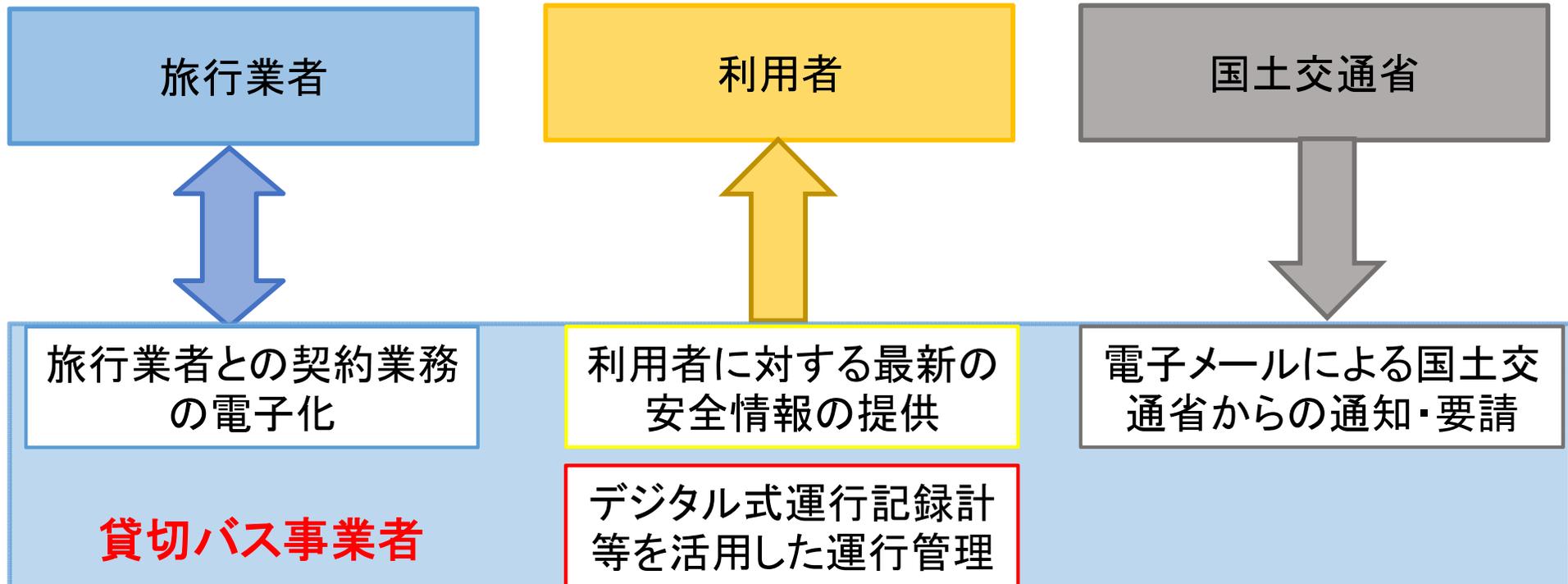
現状

※ICT=Information and Communication Technology、「情報通信技術」

- 貸切バス事業者・旅行業者間の取引は書面によることが前提。
- 貸切バスの運行管理（運行指示書の作成等）が書面により行われている。
- 国から事業者への制度改正や要請に関する情報伝達が郵送により行われている。

見直しの方向性

<ICTを活用した生産性・安全性の向上>



※バス事業者団体においてシステムを構築し、希望する会員事業者に有料で使用させる方式を検討（バス事業者団体への加入の促進（中間整理3.（5）③））